

## 中能登町創業支援補助金に係るよくあるご質問集(Q&A)

更新日：令和3年9月1日

区分	No	内容	
対象事業	Q1	Q	どのような事業が補助金の対象となりますか？
		A	補助金は商工業を対象としております。農業や林業等については、対象外となります。また、旅館業法の営業許可を必要としない住宅宿泊事業法(民泊新法)に定められる住宅宿泊事業(民泊事業)についても対象外となります。また、対象事業となるかどうかについては、個別の面談及び書類審査により決定しますので、詳しくはご相談ください。
対象者	Q2	Q	町外に住んでおり、町内での新規創業を考えています。補助金の対象となりますか？
		A	町内に住民票を有する個人が対象となります。ただし、町外に住んでいる方であっても、新規創業に伴い転入する場合は対象となります。
	Q3	Q	就労しており、町内での新規創業を考えています。補助金の対象となりますか？
		A	営業開始時点において就労している方は補助金の対象者となりません。
	Q4	Q	事業を営んでいましたが廃業し、今回新たに創業しようと思っています。その場合は補助金の対象となりますか？
		A	事業を廃業した後で、新たに開業届を提出して創業する場合は対象となります。ただし、廃業から創業までの期間や業種の変更、前事業地からの距離、廃業届の確認、現地確認等から、実態として廃業したことが総合的に判断できることが条件となります。単に町内において移転する場合などは認められません。
	Q5	Q	現在事業を営んでおり、異なる業種の新規事業の展開を考えています。新規創業に該当しますか？
A		補助金申請時において税務署に開業届が未提出であることが条件となるため、現在事業を営んでいる方(法人の代表取締役や会社役員など経営に携わる方を含む。)が業種を変えて新たな事業を開始しても対象となりません。	
Q6	Q	親が事業をしていますが、私は開業届を提出しておりません。この場合、私が事業主となり開業届を提出し、事業所を新設すれば、親と同じ業種であっても補助金の対象となりますか？	
	A	3親等以内の方への事業承継又は事業拡大と認められるものについては対象としていません。ただし、関連性のない事業を創業する場合は対象となります。	
Q7	Q	現在事業を営んでおり、事業規模を拡大により新たに事業所を設置したいと考えています。補助金の対象となりますか？	
	A	新たに創業する方が対象となりますので、事業拡大を目的とした事業所の設置は対象となりません。	

対象者	Q8	Q	現在事業を営んでいますが、別の法人を設立し事業を開始した場合は対象となりますか？
		A	対象となりません。補助金の対象者は、個人事業主として新規創業する方となります。
	Q9	Q	フランチャイズ契約に基づく事業を始めたいと思っています。補助金の対象にはなりますか？
		A	中小小売商業振興法 第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟する場合及び、フランチャイズ契約に基づく事業は補助金の対象とはなりません。
対象経費	Q10	Q	どのような経費が対象となりますか？
		A	補助金の対象経費は、新規創業に要する経費とし、事業所の新設に係る費用、事業に必要な設備や備品及び事業に必要な外溝工事に係る費用としております。しかしながら、一次産業に要する経費(概ね農機具と認められる備品の購入など)については、対象経費から除くものとします。
	Q11	Q	自宅を事業所とした場合も事業所の新設に係る費用は対象となりますか？
		A	対象となり得ます。ただし、住居部分に係る費用は対象外となりますので、住居と事業所の区別をはっきりさせる必要があります。なお、業種・業態により明確な区別ができない場合は面積按分など適切な方法により、事業用割合を算出し、その割合に係る費用を補助対象とします。
補助金額	Q12	Q	補助金の交付条件に年齢制限はありますか？
		A	年齢制限はありませんが、補助金交付申請時点において55歳以上の方については、交付割合が対象経費の1/2、交付上限額が100万円になります。
	Q13	Q	配偶者の所得が120万円を超える者については、交付割合が対象経費の1/2、交付上限額が100万円になるという趣旨の規定がありますが、「所得が120万円を超える者」とは、給与等の収入額が120万円を超える者ということですか？
		A	「所得が120万円を超える者」とは、事業主であれば売上収入から必要経費を、給与受給者であれば給与収入から給与所得控除額を差し引いた額が120万円を超える方となります。(目安としては、給与受給者であれば、給与の総支払額が197.2万円未満の方になります。)
	Q14	Q	事業所等に設置する看板について、規格などの定めはありますか？
		A	特にありません。しかしながら、一定の耐久性があり、通行人等に事業所の位置等を周知することができるなど、本来の看板の役割を果たすものである必要があります。
補助金その他	Q15	Q	作成するチラシは、HPの写しでも可能ですか？
		A	作成されたチラシは、町HPに掲載し、また公共施設等の窓口に設置し、広く周知すること目的としておりますので、HPの写しではなく、新たに作成していただく必要があります。なお、チラシの他、昨今利用する店舗が増えているショッピングカードでも構いません。
	Q16	Q	創業後については、何か報告義務はありますか？
		A	営業開始日の翌年度末と翌々年度末までに、事業状況報告として確定申告書の控えを提出してください。また報告をもって第2年度分、第3年度分の補助金が交付されます。

創業 セミナー	Q17	Q	創業セミナーを受講しないと補助金の対象とならないのですか？
		A	創業セミナーを受講しないと補助金の対象となりません。創業セミナーは年に4回の4項目で開催しており、そのすべてを受講する必要があります。また、羽咋市商工会と連携しており、羽咋市商工会が開催する同項目の創業セミナーを受講することで、補助金の対象となります。
	Q18	Q	創業セミナーはいつでも受講することができますか？
		A	創業セミナーの開催は、年に4回と決まっております。開催時期については、中能登町役場企画課又は中能登町商工会までお問い合わせください。
	Q19	Q	創業セミナーを受けることができなかつたのですが、翌年度の創業セミナーまで創業を延期しないと補助金の対象とならないのですか？
		A	創業セミナーを受講する前に創業しても対象となります。ただし、その場合は、創業後1年以内に創業セミナーを受講し証明書を提出する必要があります。
	Q20	Q	過去に創業セミナーを受講したことがありますか？
		A	補助金の対象者は、創業の前年度又は創業年度、創業後1年以内に創業セミナーを受講した方となりますので、創業セミナーを受講した翌々年度以降に創業しようとする場合は、改めて受講する必要があります。
	Q21	Q	複数年度にわたり受講した創業セミナーの合計が4回となっても証明書を受けられますか？
		A	受けられません。証明書の発行を受ける場合、創業セミナーは同一年度で4回受ける必要があります。
	Q22	Q	創業セミナーを受講した証明書はどこで発行されますか？
		A	中能登町が証明書を発行します。発行に係る申請については、中能登町役場企画課までお問い合わせください。